

## 事前評価調書

I 事業概要																																							
事業名	農業農村整備事業（湖岸堤防事業）																																						
地区名	じんのおしんでんさんき 神野新田3期地区																																						
事業箇所	豊橋市神野新田町																																						
事業のあらまし	<p>本地区は、豊橋市の西部に位置しており、湖岸堤防は、優良な農地を保全する重要な役割を果たしている。</p> <p>しかし、湖岸堤防が崩壊した場合には、人家や農地・農業用施設及び公共施設等に甚大な被害を及ぼす恐れがある。</p> <p>このため、湖岸堤防を改修することで、湛水被害を防止し、農業経営の安定と地域住民の暮らしの安全確保を図る。</p>																																						
事業目標	【達成（主要）目標】 湖岸堤防を改修し、農地・農業用施設及び公共施設等の湛水被害を防止する。																																						
事業費	事業費	内訳																																					
	4.5億円	■工事費 3.9億円、■用補費 0.1億円、■その他 0.5億円																																					
事業期間	採択予定年度	2020年度	着工予定年度	2021年度	完成予定年度	2023年度																																	
事業内容	護岸工 0.9km																																						
II 評価																																							
①事業の必要性	1) 必要性	<p>本地区の湖岸堤防は、整備されてから60年以上が経過しており、経年劣化・はらみ出し・一部崩壊等が発生している状況であり、今後さらに崩壊する恐れがある。</p> <p>このため、早急に湖岸堤防を改修し、地域の湛水被害を防止する必要がある。</p> <p>また、「新たな土地改良の効果算定マニュアル」（2015年9月農林水産省農村振興局整備部監修）に基づき算定したB/Cは1.4で1.0を超えている。</p>																																					
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】 湖岸堤防全体に、経年劣化・はらみ出し・一部崩壊等が発生している状況であり、早急に湖岸堤防を改修し、機能を維持する必要がある。</p>																																				
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事 ・護岸工</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="4">4.5</td> <td>4.5</td> </tr> </tbody> </table>							2020	2021	2022	2023	合計	工種 区分	調査・設計	←→					用地補償		←→				工事 ・護岸工		←→				事業費（億円）		4.5				4.5
			2020	2021	2022	2023	合計																																
工種 区分	調査・設計	←→																																					
	用地補償		←→																																				
	工事 ・護岸工		←→																																				
事業費（億円）		4.5				4.5																																	
2) 地元の合意形成	土地改良法に基づく地元申請の事業であり、地元の合意形成は図られている。																																						
判定	A	<p>A：事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B：事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】 地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。</p>																																					

### Ⅲ 対応方針

事業実施が 妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。
-----------------	--

### Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

—

【主な評価内容】

事業完了後5年以内に計画規模と同等の降雨が発生した場合、その効果により評価する。事業完了後5年以内に計画規模と同等の降雨が発生しなかった場合は、事業完了後5年間の最大規模の降雨により評価する。